

平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社足利ホールディングス
代表者名 代表執行役社長 藤澤 智
(コード番号：7167 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役経営企画部長 加藤 潔
(TEL：028-622-8411)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社足利ホールディングス（社長 藤澤 智）は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第 6 条に定める第 1 種優先株式および第 2 種優先株式に係る発行可能種類株式総数の規定を削除するとともに、発行可能株式総数を現行の普通株式に係る発行可能株式総数にあわせるものです。
- (2) 現行定款第 7 条に定める第 1 種優先株式および第 2 種優先株式に係る単元株式数の規定を削除するものです。
- (3) 優先株式の内容を定めた現行定款第 2 章の 2（第 12 条から第 12 条の 8）を削除するものです。
- (4) 株主総会の議長が代行者となる場合において、執行役を兼務しない他の取締役があたることができるよう、現行定款第 13 条を変更するものです。
- (5) 現行定款第 12 条から第 12 条の 8 の削除に伴う条数の繰り上げを行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日（木）

以 上

足利ホールディングス定款変更：新旧対比表

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株式の種類・発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>990,100,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u>	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>990,000,000株とする。</u>
普通株式 990,000,000株	
第1種優先株式 20,000株	
第2種優先株式 80,000株	
(単元株式数)	(単元株式数)
第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株とし、第1種優先株式及び第2種優先株式につき、それぞれ1株とする。</u>	第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。
第 8 条～第11条 (条文省略)	第 8 条～第11条 (現行どおり)
第 2 章 の 2 優先株式	(削除)
(優先配当金)	(削除)
第12条 当社は、 <u>剰余金の配当 (中間配当 (会社法第454条第5項に定義される中間配当をいう。以下同じ。)を除く。)を行うときは、優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者 (以下「優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者 (以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる剰余金の配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、配当金支払の基準日 (基準日を定めずに剰余金の配当を行う場合にあつては、剰余金の配当の効力発生日。</u>	

現行定款	変更案
<p>以下同じ。)の属する事業年度中の日を基準日として優先配当金(第12条の2に定義される優先中間配当金を含む。)を支払ったときは、当該優先配当金の額を控除した額とする。</p> <p>第1種優先株式 1株につき年間250,000円を上限として発行に際して株主総会の決議で定める額</p> <p>第2種優先株式 1株につき年間250,000円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>2. ある事業年度に属する日を基準日として行う剰余金の配当に際して、優先株主又は優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. ある事業年度中の日を基準日として優先株主又は優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、優先配当金の額を上限とし、優先株主又は優先登録質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。</p>	
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条の2 当社は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1に相当する金額の金銭による剰余金の配当(かかる剰余金の配当により支払われる金銭を以下「優先中間配当金」という。)を行う。ただし、中間配当金支払の基準日の属する事業年度中の日を基準日として、当該中間配当金の支払いに先立って優先配当金を支払ったときは、当該優先配当金の支払いを控除した額とする。</p>	(削除)
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>第1種優先株式</u> 1株につき2,500,000円</p> <p><u>第2種優先株式</u> 1株につき2,500,000円</p> <p><u>2. 優先株主又は優先登録質権者に対し ては、前項のほか残余財産の分配は行 わない。</u></p>	
<p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第12条の4 各種の優先株式の優先配当金及 び優先中間配当金の支払順位並びに残 余財産の分配順位は、同順位とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(自己株式取得の特則)</u></p> <p><u>第12条の5 第1種優先株式及び第2種優先株 式の取得について会社法第160条第1項 の規定による決定をするときは、同条 第2項及び第3項の規定を適用しない。</u></p>	(削除)
<p><u>(取得条項)</u></p> <p><u>第12条の6 当社は、平成25年6月27日以 降の日であって、会社法第168条第1項 の規定に従って代表執行役が別に定め る一又は複数の日に、第1種優先株式 の全部又は一部を取得することがで き、この場合、当社は、これと引換 えに、第1種優先株式1株につき、金 2,500,000円に経過配当金相当額（第1 種優先配当金の額を取得日の属する事 業年度の初日から取得日までの日数 （初日及び取得日を含む。）で日割計 算した額をいい、当該事業年度中で、 取得日前の日を基準日として第1種優 先配当金（第1種優先中間配当金を含 む。）を支払ったときは、当該優先配 当金の額を控除した額とする。）を加 算した額を金銭にて支払う。第1種優 先株式の一部を取得するときは、抽選 又は比例按分により取得する株式を決 定する。</u></p> <p><u>2. 当社は、第2種優先株式の発行日 の5年後の応当日以降の日であって、 会社法第168条第1項の規定に従って代 表執行役が別に定める一又は複数の日 に、第2種優先株式の全部又は一部を 取得することができ、この場合、当会 社は、これと引換えに、第2種優先株</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>式1株につき、金2,500,000円に経過配当金相当額（第2種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額をいい、当該事業年度中で、取得日前の日を基準日として第2種優先配当金（第2種優先中間配当金を含む。）を支払ったときは、当該優先配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。第2種優先株式の一部を取得するときは、抽選又は比例按分により取得する株式を決定する。</u></p> <p>3. <u>第2種優先株式の発行日の5年後の応当日以降の日に、第1種優先株式又は第2種優先株式の全部又は一部を取得する場合には、第1種優先株式と第2種優先株式のいずれも取得することとし、第1種優先株式と第2種優先株式において取得する株式数は、それぞれの発行済株式数の比例按分により決定する。</u></p>	
<p><u>（議決権）</u> 第12条の7 <u>優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。</u></p>	(削除)
<p><u>（種類株主総会）</u> 第12条の8 <u>当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、各種の優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合はこの限りでない。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p><u>（招集）</u> 第13条（条文省略）</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により執行役社長を兼務する取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の執行役を兼務</p>	<p><u>（招集）</u> 第12条（現行どおり）</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により執行役社長を兼務する取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれ</p>

現行定款	変更案
<p>する取締役がこれにあたる。</p> <p>第14条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長） 第22条（条文省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">2.（条文省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 第28条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、これを招集することができる。</p> <p>第23条～第27条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 委員会</p> <p>第28条～第34条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 執行役</p> <p>第35条～第40条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第41条～第43条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第44条～第47条（条文省略）</p>	<p>にあたる。</p> <p>第13条～第17条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第20条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長） 第21条（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">2.（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 第27条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、これを招集することができる。</p> <p>第22条～第26条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 委員会</p> <p>第27条～第33条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 執行役</p> <p>第34条～第39条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第43条～第46条（現行どおり）</p>